

改正港湾法関係の政省令改正等について

平成24年2月7日
国土交通省港湾局

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

【公布】平成23年3月31日

【施行】港湾の種類の見直し関係：平成23年4月1日

基本方針関係：平成23年9月15日

港湾運営会社関係：平成23年12月15日

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

選択と集中

○ 港湾の種類の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

○ 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

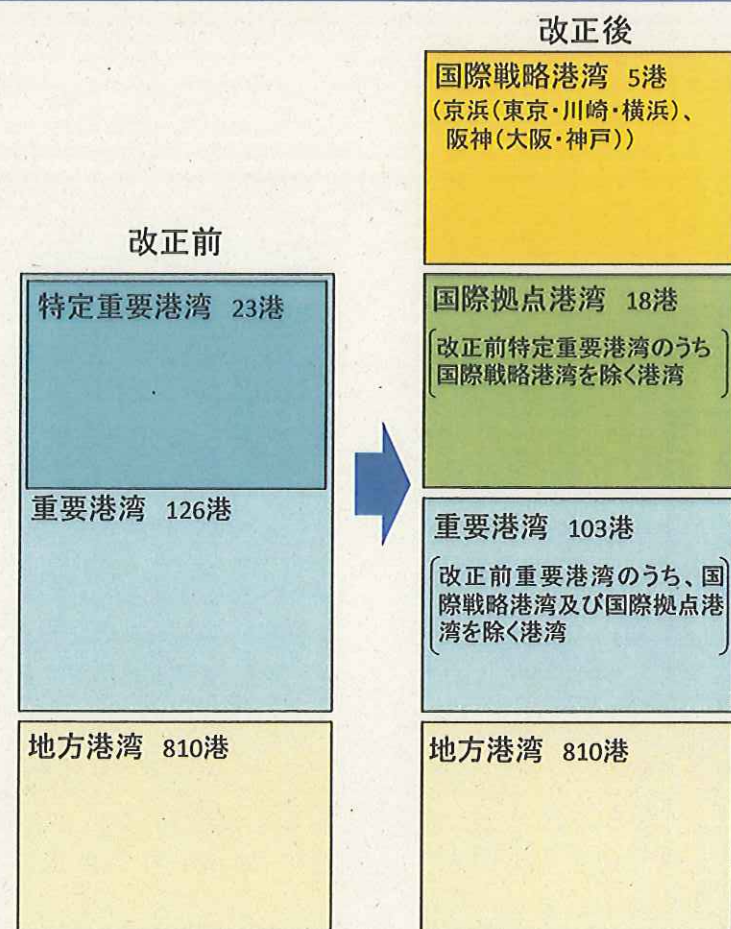
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設（水深16m以上の耐震強化岸壁）について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。（国費負担率は2/3）

○ 港湾運営会社制度の創設

港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。

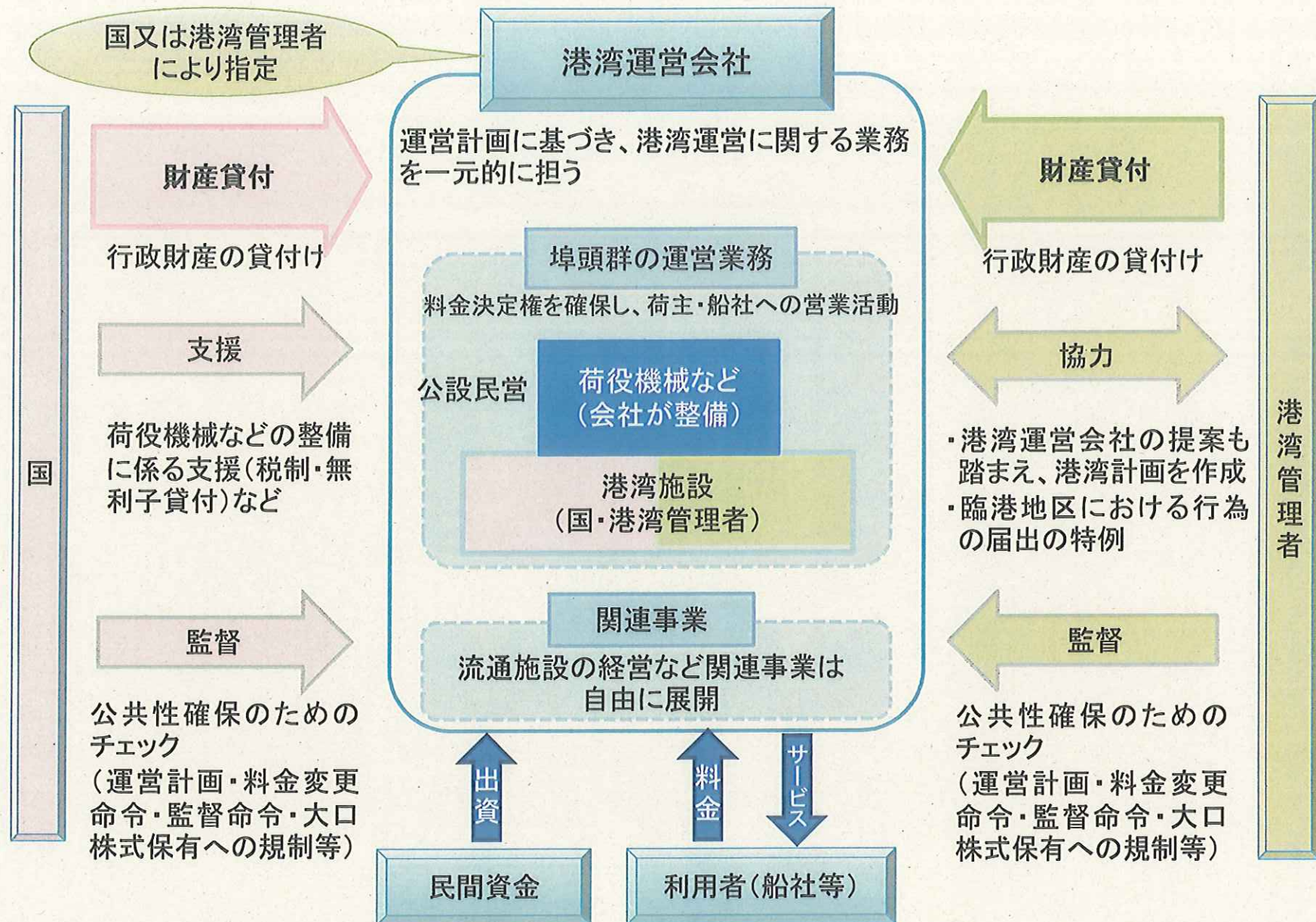
○ 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

公社等に限定されていた無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



港湾の種類の見直し

港湾運営の民営化



法律・政省令等の関係について(港湾運営会社関係)

改正港湾法(3/31改正済)

※ 港湾運営会社(*)の制度設計の基本的枠組みを形づくるもの

- ▶ 港湾運営会社の指定・監督
- ▶ 港湾運営会社への行政財産の貸付・無利子貸付
- ▶ 港湾運営会社の議決権の保有制限 等

(*) 特例港湾運営会社を含む。以下、本資料において同じ。

新規施行事項

政令(新規)

※ 改正港湾法に基づき、以下の内容等を具体的に決定

- ▶ 港湾運営会社への国等の無利子貸付の貸付基準
- ▶ 国際拠点港湾のうち、国が港湾運営会社の指定等を行う港湾(名古屋、四日市)

省令(新規)

※ 改正港湾法に基づき、以下の手続等を具体的に決定

- ▶ 港湾運営会社が運営する埠頭群の対象・基準
- ▶ 港湾運営会社の指定の手続、指定申請書(運営計画を含む)の記載事項等
- ▶ 港湾運営会社の議決権保有制限の技術的内容・手続等

国土交通大臣が行う港湾運営会社の指定について (いわゆるガイドライン、新規)

※ 国際戦略港湾等における港湾運営会社の指定についての、改正法・政省令を踏まえた国の基本的な考え方を記載

政令改正事項について(港湾運営会社関係)

施行期日政令

- ▶ 改正法の港湾運営会社関係規定の施行期日を定める(12月15日)。

港湾法施行令の一部改正政令

- ▶ 国際戦略港湾とみなして(特例)港湾運営会社に関する規定を適用する特定の国際拠点港湾の指定関係:
 - ▶ 名古屋港・四日市港を指定
- ▶ 港湾運営会社に対する無利子貸付制度関係:
 - ▶ 無利子貸付の金額、償還条件、延滞の場合の加算金の規定 等

省令改正事項について(港湾運営会社関係)

港湾法施行規則の一部改正省令

1. 港湾運営会社の指定関係

▶ 埠頭群を構成する埠頭の基準:

- ① コンテナ、RO-RO、フェリー(離島航路を除く。)用の全ての埠頭
 - ② 水深10メートル以上のバルク貨物用の全ての埠頭
 - ③ ①・②と一体的に運営することが効率的である埠頭
- (※ ①、②は片方でも可。)

▶ 港湾運営会社の指定申請についての縦覧手続: 開始日等をあらかじめ公告する 等

▶ 港湾運営会社の指定の公示手続: 商号及び本店所在地を公示する 等

▶ 指定申請書に記載する運営計画関係

▶ 申請者が建設・改良を行うものとして記載する港湾施設及びその記載事項:

荷捌き施設(ガントリークレーン)の位置、工事費用の概算 等

▶ 埠頭群の運営の体制に関する事項: 役員及び職員の配置状況 等

▶ その他の記載事項: 埠頭群運営事業の実施時期、埠頭群の運営の効率化に資する取組み 等

▶ 指定申請書の添付書類: 資金収支見積書、埠頭群運営事業の目標、株主名簿 等

省令改正事項について(港湾運営会社関係)

港湾法施行規則の一部改正省令

2. 議決権の保有制限関係

- ▶ その株主が港湾運営会社に対して重要な影響を与えることが推測される事実(会社に重要な影響を与える株主の保有基準割合は20%ではなく15%となる。):
 - ▶ 役員等が港湾運営会社の取締役等に就任している場合 等
- ▶ 議決権を有しているとみなされる特別の関係:
 - ▶ 共同で港湾運営会社の議決権を保有又はその行使を合意している関係、夫婦の関係 等

3. その他

- ▶ 港湾運営会社が設定する料率のうち、書面の提出を要するもの:
 - ▶ 係留施設、荷捌き施設、旅客施設の利用に係るもの
- ▶ 港湾運営会社に対する無利子貸付の対象施設: 荷捌き施設 等

国土交通大臣が行う港湾運営会社の指定について

国土交通大臣が行う港湾運営会社（以下、「会社」といい、特記しない限り特例港湾運営会社を含む。）の指定にあたっては、以下の事項について確認することとする（運営計画の変更認可並びに会社の合併及び分割の認可にあたっても同様に確認することとする）。

1. 埠頭群の運営の効率化に資する取り組み

- ①関係者の理解を得つつ、ベースウインド調整、荷役機械等の相互融通、荷役作業の協力度体制の構築等に係る環境整備を行い、効率的なターミナルの一体運営を促進すること。
- ②手続きのＩＴ化等により、サービス向上・コスト低減を図るとともに、荷主ニーズを踏まえた２４時間ゲートオープンや利用時間の拡大等を図ること。
- ③広域からの集荷を推進するため、外内貿一体運営や内航フイダーをはじめとするフイダー網の構築等、広域集荷体制の抜本的強化に港湾管理者や地元経済界と連携して取り組むものであること。
- ④港湾運営の効率化を進める観点から、ガントリークレーン等の会社が行う上物整備に関する投資計画が適切であること。
- ⑤会社としてコンテナ貨物取扱量等の明確な目標（コンテナ貨物取扱量について内航フイダー貨物取扱量等の構成内訳を含む）を設定するとともに、港湾運営の効率性の向上に係る指標（サービスの提供時間、外内貿の結節機能に係るもの等）を定め、それらの着実なフォローアップを行うこと。また、会社の経営状況のみならず広く国民に対し港湾の運営の状況に関する情報開示を推進すること。
- ⑥会社の業務執行を適切に監督するため、社外取締役の選任や経営諮問委員会の設置等を行うとともに、ＰＤＣＡプロセスにより業務改善に努める体制が構築されていること。
- ⑦物流事業者等からの新たな物流ニーズ等を踏まえた、物流効率化のための迅速な対応を行える体制が確保できること。

③特例港湾運営会社の合併にあたっては、各会社の事業区域を越えて、将来のコンテナ船の大型化に対応しうる大水深コンテナターミナル等の施設整備計画及び港湾施設の取扱能力と取扱貨物量の動向を踏まえた効率的な港湾機能の配置、再編の方向が示されているなど、一元的港湾運営のメリットが明示されていること（特例港湾運営会社以外の者が港湾運営会社の指定の申請を行う場合も同様とする）。

2. 港湾運営会社の経営・組織体制等

(1) 経営・組織体制

①港湾運営に民の視点を導入し効率的な運営を実現するため、会社の経営者は民間企業経営者として十分な知識及び経験を有すること。

②港湾運営の効率化に関する戦略の企画立案及び実施を担う組織が整備され、広域からの集荷や先進的な海外主要港湾についての専門的な知見を有するスタッフ等が充実していること。

(2) 民間からの出資

①民の視点によるガバナンスの一層の確立を図るため、港湾運営会社又は特例港湾運営会社に対する民間からの出資がなされていること。

なお、港湾運営会社の民間出資比率は3割以上が望ましく、特例港湾運営会社にあっても民間からの出資がなされていること。

②会社の出資者は、会社が公共財である港湾を一元的に運営する者として公的な役割を担う主体であり、当該港湾の発展を通じて我が国の経済産業の発展、国民生活の向上を目指す主体であるとの認識を共有しこれを尊重する者であること。

3. その他

①大規模地震発生時等災害時において、重要な社会基盤である港湾の運営主体であることを十分自覚し、国、地方公共団体との連携のもと、社会に貢献するという観点でその対応を担うものであること。

②会社の設立によって、港湾の秩序の確立に混乱を生じさせることがないよう努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるよう努めるものであること。

③暴力団等の排除に関し関係法令（地方公共団体が制定する条例等を含む）及び関連行政指針に沿った適正な取組がなされるものであること

港湾運営会社からの暴力団等非排除に関する方針について

港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第12項に規定する港湾運営会社（同法附則第26項（同法附則第31項の規定により適用される場合を含む。）の規定により港湾運営会社とみなされる同法附則第20項に規定する特例港湾運営会社を含む。以下「会社」という。）の指定に際し、会社からの暴力団等非排除に係る運用方針を以下のとおり定める。

記

1. 暴力団非除条項

申請者又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会社の指定はしないものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用している者
- ③ 暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- ⑥ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2. その他

会社の指定後であっても、会社の役員が1の各号に該当する事実が判明した場合は、会社の公共性の確保が困難となるおそれがある等のため、港湾法第43条の19第1項第1号に該当するものとして指定を取り消すことができる。

国際コンテナ戦略港湾政策の取り組み

- アジアと北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路の日本への就航を維持・拡大するためのハード・ソフト一体となった施策を集中して実施。
- 平成23年度予算 国費327億円、平成24年度予算案 国費359億円

① ハブ機能を強化するためのインフラ整備

公共事業費:316億円(H23)、339億円(H24)

釜山港等アジア主要港に比肩しうる仕様(水深・広さ)を有するコンテナターミナルの整備を推進する。

【国際海上コンテナターミナル、臨港道路の整備 等】



① フィーダー機能強化事業等

非公共事業費:8.1億円(H23)、15.2億円(H24)

民間企業や港湾管理者との協働のもと、日本発着貨物を国際コンテナ戦略港湾に集約するため、新規内航航路等を立ち上げ、貨物集約を進める。



② 規制緩和・税制改正

港湾運営の効率化や内航フィーダー集荷促進に寄与する事業者等に対する支援を実施。

③ 港湾運営の民営化

港湾運営に関する業務を一元的に担う港湾運営会社を設立し、民の視点による港湾の一体運営を実施。

一体的に実施

② 荷役機械整備等への支援

非公共事業費:2.9億円(H23)、4.5億円(H24)

国際コンテナ戦略港湾と地方の港湾を結ぶ内航フィーダー輸送に係る、地方の港湾における荷役機械の整備等を推進。



国際基幹航路を維持・拡大することによる産業や国民生活への影響(試算)

経済効果:約 4,000億円/年 雇用増 1.6万人

国際コンテナ戦略港湾などに係る税制改正一覧

平成23年度税制

1. 国際コンテナ戦略港湾における外貿埠頭公社の民営化に係る登録免許税の軽減措置＜新設＞

外貿埠頭公社が民営化した場合の不動産所有権移転に係る登録免許税の軽減措置（20/1000→15/1000）を創設（平成24年度まで）

2. 港湾運営の民営化のための港湾運営会社に係る固定資産税等の軽減措置＜新設＞

港湾運営会社が平成24年度までに新規取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の軽減措置を創設

① 国際コンテナ戦略港湾（阪神、京浜） 10年間1/2

② 一定の要件を満たす国際拠点港湾 10年間2/3

（苫小牧、仙台塩釜、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多）

平成24年度税制

1. 国際コンテナ戦略港湾等における指定会社税制＜延長＞

国際コンテナ戦略港湾等において、指定会社等が国の補助金又は無利子貸付金を受けて取得した岸壁・荷さばき施設等に係る固定資産税等の軽減措置（10年間1/2）を延長（平成25年度まで）

※指定会社等…東京港埠頭（株）、横浜港埠頭公社の民営化会社、神戸港埠頭（株）、大阪港埠頭（株）、名古屋港埠頭公社の民営化会社

2. 内航フィーダーコンテナ船等に係る石油石炭税の特例＜新設＞

内航フィーダー船等に利用される重油等について、「地球温暖化対策のための課税の特例」による上乗せ税率に係る免税・還付措置を創設（平成25年度まで）

（※平成23年度税制改正大綱において盛り込まれたものの、関連税法が成立せず。平成24年度税制改正大綱で再度盛り込まれた。）

東京港埠頭株式会社の概要

所在地

東京都江東区青海二丁目4番24号

設置年月日

平成19年10月25日

■特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定
平成20年4月1日

事業の概要

- (1) 東京港の外貿埠頭の整備・管理運営
- (2) その他関連する事業

資本の構成

資本金 16,855,000千円（平成22年度決算）

（出資者（議決権）内訳）

- ・ 東京都（50%）
- ・ （株）東京臨海ホールディングス（50%）

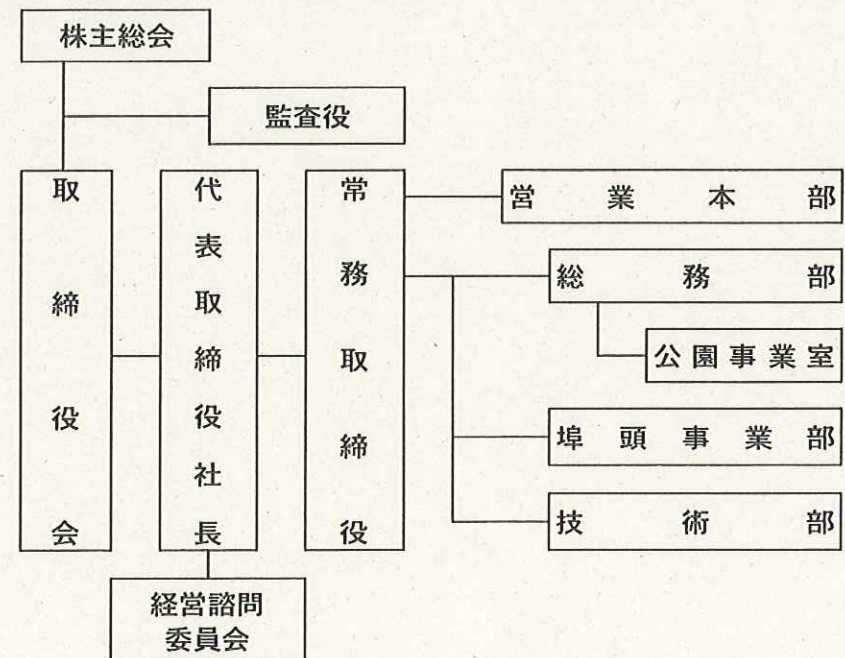
組織の概要

(1) 役員氏名（平成23年10月1日現在）

代表取締役社長	※比留間英人	※非常勤 （前東京都総務局長）
常務取締役	尾田俊雄	（元東京都港湾局技監）
取締役	※中井敬三	（東京都港湾局長）
	※湊 哲哉	（株）商船三井常務執行役員 兼（株）MOL JAPAN 代表取締役社長）
	※鈴木 実	（社）日本港運協会理事長）
監査役	※笹川文夫	（東京都港湾局港湾経営改革 担当部長）

(2) 社員数 188人（平成23年10月1日現在）

(3) 組織図（平成23年10月1日現在）



財団法人横浜港埠頭公社の概要

所在地

神奈川県横浜市中区山下町2番地

設置年月日

昭和56年12月25日

■受皿会社の設立

平成23年7月26日（代表取締役社長：金田孝之）

■特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定

平成24年4月1日予定

事業の概要

(1)横浜港の外貿埠頭の整備・管理運営

(2)その他関連する事業

資本の構成

資本金 5,881,000千円（平成22年度決算）
（出資者内訳）

・横浜市（100%）

■受皿会社の資本金：2,000万円（横浜市全額出資）

組織の概要

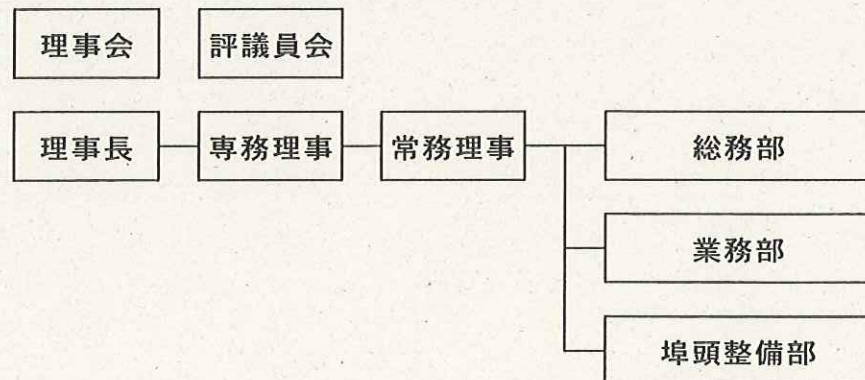
(1) 役員氏名（平成23年12月1日現在）

※非常勤

理事長	金田孝之	（元横浜市副市長）
専務理事	佐藤成美	（元(株)横浜港国際流通センター 代表取締役社長）
常務理事	山口清一	（元国土交通省北海道開発局港湾 空港部長）
理事	※金井良樹	（横浜市港湾局長）
	※加藤久晶	（(社)日本港運協会調査企画室長）
	※湊 哲哉	（(株)商船三井常務執行役員 兼 (株)MOL JAPAN 代表取締役社長）
	※大久保千行	（(株)横浜銀行副頭取）
監事	※伊東慎介	（横浜市港湾局副局長）
	※成田 禎	（横浜市港湾局港湾整備部計画 担当部長）

(2) 職員数 95人（平成24年1月1日現在）

(3) 組織図（平成24年1月1日現在）



大阪港埠頭株式会社の概要

所在地

大阪府大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

設置年月日

平成22年10月15日

■特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定
平成23年4月1日

事業の概要

- (1)大阪港の外貿埠頭の整備・管理運営
- (2)大阪港のフェリー埠頭の整備・管理運営
- (3)その他関連する事業

資本の構成

資本金 16,020,000千円（平成23年4月1日）
（出資者内訳）
・大阪市（100%）

組織の概要

(1) 役員氏名（平成23年6月30日現在）

※非常勤

代表取締役社長	川端芳文	（前野村證券(株)顧問）
取締役副社長	寺本良平	（前大阪市市会事務局長）
常務取締役	梶原泰造	（前大阪港埠頭公社理事 兼総務部長）

取締役	※黒田勝彦	（神戸大学名誉教授）
	※小林雅行	（(株)住友倉庫執行役員 大阪支店長）
	※河内 満	（川崎汽船(株)執行役員 兼“K” Line (Japan) Ltd. 代表取締役社長）
監査役	※浅井邦茂	（大阪瓦斯(株)社友）
	※森脇 肇	（弁護士法人興和法律事務所）

(2) 社員数 51人（平成23年11月1日現在）

(3) 組織図（平成24年1月4日現在）



神戸港埠頭株式会社概要

所在地

兵庫県神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号

設置年月日

平成22年10月5日

■特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づく指定
平成23年4月1日

事業の概要

- (1)神戸港の外貿埠頭の整備・管理運営
- (2)神戸港のフェリー埠頭の整備・管理運営
- (3)その他関連する事業

資本の構成

資本金 19,000,000千円（平成23年4月1日）
（出資者内訳）
・神戸市（100%）

組織の概要

(1) 役員氏名（平成23年6月21日現在）

※非常勤

代表取締役社長	犬伏泰夫	((株)神戸製鋼所相談役)
代表取締役専務	黒住章久	((派遣)神戸市みなと総局参与)
常務取締役	中村光男	((派遣)神戸市みなと総局参事)
	計谷和明	(前神戸商工会議所常務理事)
	桜井秀憲	((派遣)神戸市みなと総局参事)
取締役	※山藤 浩	(日本郵船(株)港湾国内グループグループ長)
	※田副忠亮	((株)上組取締役常務執行役員)
	※岡口憲義	(神戸市みなと総局長)
	黒田勝彦	(神戸大学名誉教授)
監査役	※大塚 明	(弁護士)

(2) 社員数 51人（平成23年6月21日現在）

(3) 組織図（平成23年6月21日現在）



外貿埠頭会社（公社）の財務状況 【平成22年度決算】

貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	東京	横浜	大阪	神戸
資 産 合 計	81,512	50,096	50,305	105,837
（うち外貿埠頭事業）	65,406	45,767	36,150	98,918
負 債 合 計	46,266	36,123	33,874	69,615
（うち外貿埠頭事業）	42,538	32,836	27,271	68,595
（うち固定負債）	35,209	13,910	17,217	58,237
（うち外貿埠頭事業）	34,072	13,910	16,286	57,674
資 本 合 計	35,246	13,973	16,432	36,222
（うち外貿埠頭事業）	22,868	12,931	8,879	30,323

損益計算書

（単位：百万円）

勘定科目	東京	横浜	大阪	神戸
営 業 収 益	18,511	12,390	6,199	8,380
（うち外貿埠頭事業）	12,138	8,430	4,147	7,942
営 業 利 益	4,436	790	1,541	1,982
（うち外貿埠頭事業）	4,341	699	1,396	1,783
経 常 利 益	4,344	567	1,282	1,047
（うち外貿埠頭事業）	4,152	580	1,118	837
当 期 純 利 益	2,506	714	△ 1,013	834
（うち外貿埠頭事業）	2,283	715	△ 1,165	627